

逗葉地域医療センター指定管理者募集要項

逗子市では、逗葉地域医療センター条例（平成 17 年逗子市条例第 23 号）（以下「センター条例」という。）に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定を受けようとする法人を募集します。

I 指定の概要に関する事項

1 施設の設置目的

逗葉地域医療センター（以下「センター」という。）は、急病患者に対する診療、障がい者の歯科診療その他の地域医療を行うために設置された施設です。

2 施設の概要

- | | |
|----------|--|
| (1) 所在地 | 逗子市池子字棧敷戸 1892 番地 6 |
| (2) 竣 工 | 平成 13 年 2 月 16 日 |
| (3) 構 造 | 鉄筋コンクリート造 地上 3 階建
(逗子市保健センターとの複合施設) |
| (4) 敷地面積 | 4,433.13 m ² |
| (5) 建物面積 | 3,286.4 m ² (1,302.8 m ²) () 内は保健センターの面積 |
| | 1 階 1,827.3 m ² (400.0 m ²) |
| | 2 階 1,092.6 m ² (514.8 m ²) |
| | 3 階 906.5 m ² (388.0 m ²) |

3 指定管理者が行う業務

- | | |
|---|--|
| (1) 急病患者に対する応急的な診療に関すること | センター条例第 4 条及び第 5 条第 1 項第 1 号並びに第 2 号の規定による |
| (2) 障がい者に対する歯科診療に関すること | センター条例第 5 条第 1 項第 3 号の規定による |
| (3) センターの管理及び運営に関すること | |
| (4) センターの利用の拒否及び利用の中止に関すること | |
| (5) 前 4 号に掲げるもののほか、センターの運営に関する事務のうち市長のみの権限に属する事務以外の事務に関する業務に関すること | |

4 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）

5 管理運営経費

指定管理者が行う業務に必要となる経費は、センター利用者の利用料金及び逗子市からの管理費用で賄うものとします。

(1) 利用料金等

センターの利用料金は、センター条例第 6 条の規定によることとし、指定管理者の収入として取り扱います。

(2) 管理費用（参考：令和 7 年度指定管理料 81,141,384 円）

管理費用は、市と指定管理者の間で締結するセンターの管理等に関する協定に基づき、年度協定を定め支払います。なお、一定、収支の状況により調整を行う場合があります。

6 事業の適正な実施に関する事項

(1) 第三者による実施

指定管理者は、事前に逗子市の承認を受けた場合を除き、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。

(2) 法令等の遵守

業務遂行に当たっては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、センター条例及び逗葉地域医療センター条例施行規則（平成 17 年逗子市規則第 29 号）その他関係法令を遵守するとともに次により行ってください。

ア 逗子市情報公開条例（平成 13 年逗子市条例第 3 号）の規定するところにより、センターに関する情報の公開に努めなければならない。

イ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定するところにより、センターの管理に係る個人情報を適正に取り扱わなければならない。

ウ 地球温暖化対策、省エネルギー対策、廃棄物の発生抑制、廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進を図らなければならない。

7 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

(1) 協定の解釈について疑義が生じた場合又は協定に定めのない事項が生じた場合の措置

市と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

(2) 指定管理者の責に帰すべき事由による措置

指定管理者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合は、市は指定の取り消しができます。この場合、市に生じた損害は指定管理者が賠償するもの

とします。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なくセンターの管理運営業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

(3) その他の事由による場合

災害その他の不可抗力等市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合は、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なくセンターの管理運営業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

Ⅱ 指定管理者の選定に関する事項

1 指定管理者選定スケジュール

- | | |
|---------------|----------------------------|
| (1) 募集要項の配付 | 令和7年9月22日(月)から10月7日(火)まで |
| (2) 質問の受付 | 令和7年9月29日(月)から10月7日(火)まで |
| (3) 質問の回答 | 令和7年10月14日(火) |
| (4) 書類の提出 | 令和7年10月14日(火)から10月31日(金)まで |
| (5) 候補者の選定 | 令和7年11月上旬 |
| (6) 協定締結・業務開始 | 令和8年4月1日(水) |

2 指定管理者の選定方法

選定にあたって公募はせず、次の団体による申請書について、選定委員会による提案審議を行います。

選定の対象とする団体：公益財団法人 逗葉地域医療センター

※ 公の施設の指定管理者の募集は、制度の目的である民間事業者等の有するノウハウの活用による多様化する住民ニーズへの効率的・効果的な対応のために、広く公募することが原則であると考えられ、逗葉地域医療センターもそのようにしてきました。

しかし、施設の状況やその業務の性質によっては、必ずしも公募が適しているとは言えないため、令和8年度からの指定管理者を募集するにあたり、逗葉地域医療センターの状況と特性から改めて整理した結果、公募ではなく、現指定管理者である公益財団法人逗葉地域医療センターを指名することが適していると判断しました。

3 応募書類の提出手続き

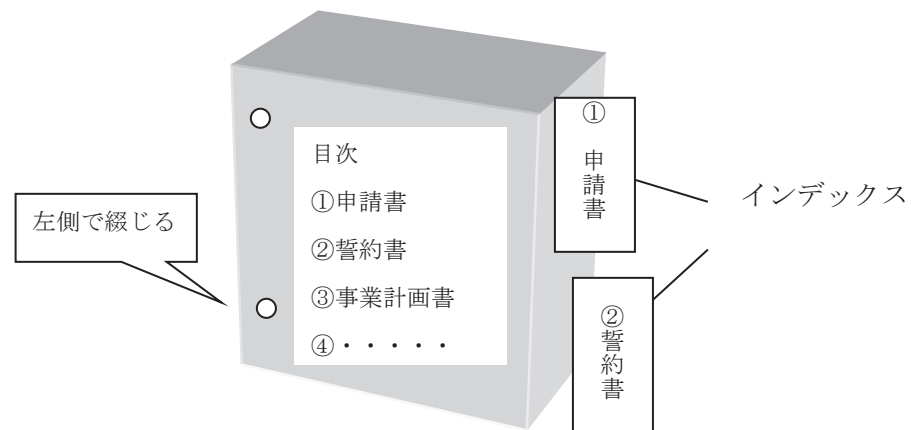
(1) 質問の受付

- ア 受付期間 9月29日(月)から10月7日(火)まで (必着)
(ただし、土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで)

- イ 提出方法 質問書（第 1 号様式）にて、直接、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出する。
- (2) 質問の回答 質問に対する回答は、10 月 14 日(火)までにホームページに掲載する。
- (3) 書類の提出
- ア 提出期間 10 月 14 日(火)～10 月 31 日(金)
(ただし、土・日・祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時まで)
- イ 提出方法 事前に連絡のうえ、国保健康課（逗子市役所 1 階 5 番窓口）へ持参する。
- ウ 提出部数 正本 1 部
副本 1 部（電子データを CD-R に記録したものとする）
- (4) 申請書類
- ① 指定管理者指定申請書（第 1 号様式）
 - ② 誓約書（第 2 号様式）
 - ③ 管理業務に関する事業計画書
 - ④ 管理業務に関する収支予算書
 - ⑤ 指定管理対象施設に係る課題に対する提案書（様式自由、課題に対する提案は 1 つにつき A 4 サイズ 1 枚以内に収めること）
※ 市から提示する課題
 - (1) 利用者に対するサービスの向上について
 - (2) デジタル化の取組について
 - (3) その他一次救急医療機関として必要と考える機能強化
 - ⑥ 法人の定款、規約、役員名簿、組織に関する事項を記載した書類及びこれに類する書類
 - ⑦ 代表者の経歴書
 - ⑧ 法人の主要業務実績一覧表
 - ⑨ 法人の現年度の事業計画書及び収支予算書
 - ⑩ 法人の前年度及び前々年度の決算書類（貸借対照表、損益計算書等）及び事業報告書
 - ⑪ 法人の登記事項証明書

※提出書類の留意事項

- ア．ファイル等に書類を綴ること
- イ．項目ごとにインデックスを付けること
- ウ．用紙は原則としてA4版で作成し、図面などA4版サイズを超えるものは折りたたむこと
- エ．副本の指定管理者指定申請書は、正本の同書類をスキャンしたものとする



4 選定方法及び指定管理者の指定

(1) 選定方法

応募書類において、参加資格要件を満たしているか確認した後、審査を行います。
審査に当たっては、応募者に対する面接を行います。

(2) 審査結果の公表

審査結果は、応募書類を提出した応募者に対して速やかに通知します。また、審査の結果は公表します。

(3) 選定された法人等との協議

本市は、選定された法人等と細目について協議を行います。

(4) 指定管理者の指定

協議成立後、逗子市議会へ指定管理者の指定に関する議案を提案します。市議会議決を経て指定管理者に指定し、協定書を締結します。

Ⅲ その他

1 応募に関する留意事項

- (1) 提出された書類は、特別な理由がない限り軽微な修正を除き、内容の変更はできません。
- (2) 提出された書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (3) 提出された書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。
- (4) 書類の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出してください。
- (5) 応募に関して必要となる費用及び受託のための準備に係る経費は、申請法人の負担とします。
- (6) 本市が提示する設計図書等の著作権は逗子市及び作成者に帰属し、申請団体の提出する書類の著作権は、それぞれの申請団体に帰属します。なお、本事業において公表する場合その他本市が必要と認めるときは、本市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。
- (7) 提出された書類、提案内容及び選定結果について情報公開請求が提出された場合、本市情報公開条例に基づき請求者に開示されることがあります。
- (8) 本市が必要と認めるときには、追加資料を求めることがあります。

2 指定に関する留意事項

市議会の議決を経て指定管理者として指定する前に、指定管理者に指定することが不適当と認められる事情が生じたときは、指定管理者の指定を行わないことがあります。また、市議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合においても同様の対応となります。いずれの場合も、応募に関して必要となる費用及び新たな指定管理を受けるための準備に係る経費等は、本市は一切補償しません。

指定管理者の指定後、センターの管理運営の適正を期すために本市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理運営を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理運営業務の全部及び一部の停止を命ずることがあります。

問合せ・提出先

逗子市 福祉部 国保健康課 健康係

〒249-8686 逗子市逗子5-2-16

TEL 046-873-1111(内線231) FAX 046-873-4520

E-MAIL kenkou@city.zushi.lg.jp